石綿による健康被害の救済に関する法律の改正の概要

環境省環境保健部石綿健康被害対策室

1 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

療養開始日から医療費・療養手当を支給する。

- ※ ただし、遡及は認定申請から3年前まで
- ※ 医療費等(医療費+療養手当+葬祭料)が特別遺族弔慰金等(特別遺族弔慰金 +特別葬祭料。計約300万円)に満たない場合は、差額を救済給付調整金として支給する。

2 制度発足後における未申請死亡者の扱い

(1) 請求可能期間 支給の請求可能期間を死亡から5年とする。

(2) 未申請死亡者への救済給付内容 特別遺族弔慰金等(約300万円)を支給する。

3 制度発足前死亡者の特別遺族弔慰金等の請求期限

法施行日から6年間(平成24年3月27日まで)に延長する。

4 特別遺族給付金関係

(1) 特別遺族給付金の請求期限の延長 法施行日から6年間(平成24年3月27日まで)に延長する。

(2) 特別遺族給付金の支給対象の拡大

法施行日の5年前の日から法施行日の前日までに死亡し、労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年間)により消滅した遺族に対しても、特別遺族給付金を支給する。

5 事業所の調査等

救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査、その結果の公表、石綿による健康被害の救済に関する制度の周知及びそれらの 実施に当たっての関係行政機関の連携に関する規定を新設する。

6 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

石綿健康被害救済法改正案

【救済給付関係】

	現行	合意案
医療費・療養手当の支給開 始日	申請日から	療養開始日から(但し、遡及は 申請から3年前まで)
未申請死亡者の扱い	救済なし	特別遺族弔慰金等 (約300万円)を支給 請求期限は、死亡後5年
救済給付調整金の支給対象 ※救済給付調整金 医療費等(医療費、療養 手当、葬祭料)と特別遺族 弔慰金等の額(300万円)と の差額	被認定者であって、施行前に罹患し、施行後2年以内に死亡した者の遺族	医療費等(医療費、療養手当、 葬祭料)の合計が300万円未 満のすべての被認定者の遺 族
制度発足前死亡者の特別 遺族弔慰金等の請求期限	制度発足から3年間 (H21.3.27まで)	制度発足から6年間(H24.3.27 まで)

【特別遺族給付金関係】

	現行	合意案
特別遺族給付金の請求期	制度発足から3年間	制度発足から6年間(H24.3.27
限	(H21.3.27まで)	まで)
特別遺族給付金の支給対	H13.3.26までに死亡した	H18.3.26までに死亡した者の
象	者の遺族が対象	遺族が対象

【その他】

	現行	合意案
事業所の調査等	規定なし	石綿を使用していた事業所の 調査、その結果の公表、石綿 健康被害救済制度の周知。そ れらの実施に当たっての関係 行政機関の連携。
施行期日		公布から6ヶ月以内

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大
《改正案》医療費等の支給対象期間を拡大し、「申請日から」を「療養を開始した日から」とする。
療養開始日 申請日 現在(又は死亡時)
(ただし、認定申請から3年前まで) (医療費等) 現 行改正案

※医療費等が特別遺族弔慰金等(約300万円)に満たない場合は差額を救済給付調整金として支給する。

2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

《改正案》施行日以後において認定申請することなく死亡した者の遺族に対しても救済できるよう措置する。

【現 行】救済なし□〉【改正案】特別遺族弔慰金等(約300万円)を支給

法施行日 (H18.3.27) **認定申請することなく死亡**

その遺族に対して特別遺族弔 慰金等(約300万円)を支給 ※請求可能期間は 死亡から5年間

※死亡後、解剖等により石綿による疾患と判明した場合などが想定される。

3. 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

「平成21年3月27日(施行日から3年)」 → 「平成24年3月27日(施行日から6年)」まで延長

3年延長

4. 特別遺族給付金の支給対象の拡大

《改正案》支給対象の範囲を拡大する措置を講ずる。

労働者の死亡時期による改正案のカバー範囲

(H13.3.26)

(H15.5)

(H18.3.26)



※法施行後5年までに労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者(H18.3.26までに死亡した者の遺族)も救済対象とする(新たな「隙間」対策)。

5. その他

○事業所の調査等

《改正案》国による石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表等の徹底を図る。

〇施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行